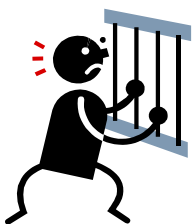


転ばぬ先のかわら版 vol. 15 平成26年春号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

消費生活のそばにある犯罪



消費生活をおくる上で、悪質商法等の「被害」にあわないように、という注意喚起はよく目にしますが、逆に知らないうちに「犯罪加害者」になってしまうことがあるのをご存知でしょうか？今回は、知らずに犯罪加害者になってしまった事例について、触れてみたいと思います。

「犯罪」とは

犯罪とは、一言でいうなら「刑事的に違法な行為」のことで、裁判で有罪になると「刑事罰」が科されることになります。これに対して、例えば借っていたお金がやむを得ず返せなくなった場合、民事的には法律違反ですが、刑事的には違法ではないので、「刑事罰」が科されることはありません。同じ「法律違反」でも、どの法律に違反しているのかによって、効果が違うのです。

預金口座の売買

預金口座は、振り込め詐欺などの犯罪に利用されるため、売買することを法律で禁止されています。実際に、新しく作った預金口座を、相手が犯罪グループとは知らずに売ってしまったために、逮捕された人もいます。この預金口座の売買は、簡単にお金が入る方法として、ネット等に情報が飛び交っており、違法だと知らないで手を出してしまう人が後を絶ちません。

受け子・出し子のバイト

「割のいいアルバイト」と知人に紹介されて応募したら、それが振り込め

詐欺等でだまし取ったお金を受け取ったり、銀行から引き出してくるという内容のもので、その実態を知らずに詐欺等の共犯として逮捕される若者が多く報告されています。

インターネットにかかわる犯罪

特定の人物の中傷を掲示板等へ書き込む、著作権法違反、不正ダウンロード等、インターネットに関しては、便利であるがゆえに、安易な気持ちで行ったことが犯罪につながってしまうことに注意が必要です。

犯罪加害者にならないために

このような、無自覚で犯罪加害者になってしまうケースに対しては、どのような事例が横行しているのか、ニュースなどでアンテナをはっておくとともに、その背景や自分がやったことがその後どうなっていくのか、想像をする力を身につけることが大切であると言えるのではないのでしょうか？

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成19年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催
平成20年度：5校で開催	平成23年度：20校で開催
平成21年度：18校で開催	平成24年度：18校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666